

12月の消費生活相談について

西濃6町共同で消費生活相談員による巡回相談を開催しています。

時間 10:00~12:00、13:00~15:00

(相談は、1人あたり60分以内で午前2人・午後2人まで)

下記の問い合わせ先にてご予約の上ご利用ください。

開催日	開催町	予約・問い合わせ
11日(月) 25日(月)	神戸町	産業環境課 ☎27-0178
4日(月) 18日(月)	養老町	☎32-1108
13日(水)	垂井町	☎22-1152
27日(水)	関ヶ原町	☎43-0070
14日(木) 28日(木)	安八町	☎64-3111
7日(木) 21日(木)	輪之内町	☎68-0185

ふれあいごうど朝市・夕市

採れたて新鮮野菜や切り花、花の苗、衣料品、雑貨などがお手頃価格で販売されています。ぜひお越しください!



◆朝市 12月4日(日) 9:00~11:00

◆夕市 12月23日(土) 15:00~17:00

ばらの里 館内

朝市は「ばらの里コストコフェア」も同時開催!

12月の特売品 「おびしゃ・しきび」

お買い物
いただいた方

朝市 40名様・夕市 30名様に
先着で小松菜をプレゼント!!

固定資産税が
1/2~1/3に
軽減



あなたの町の商工会

中小企業等経営強化法に基づく 「先端設備等導入計画」認定

固定資産税の特例について

固定資産税の課税標準額を3年間に限り、1/2に軽減。さらに、賃上げ方針を計画内に位置付けて従業員に表明した場合は、以下の期間に限り、課税標準額を1/3に軽減。

- ・令和6年3月31日までに取得した設備：5年間
- ・令和7年3月31日までに取得した設備：4年間

対象者

資本金1億円以下の法人、従業者数1,000人以下の個人事業主等のうち、先端設備等導入計画の認定を受けた者(大企業の子会社等を除く)

減価償却資産の種類

生産性向上に資する指標(単位あたりの生産量、精度、エネルギー効率など)が旧モデル比で年平均1%以上向上する下表の設備*

- 1.機械・装置 160万円以上
- 2.測定工具及び検査工具 30万円以上
- 3.器具・備品 30万円以上
- 4.建物附属設備 60万円以上

*生産、販売活動のために直接供されるものであり、中古資産ではないこと

計画の認定を受けるには

必要書類を産業環境課へ提出してください。先端設備等は、計画の認定後に導入すること(事前導入は認められません)が必須条件となりますのでご注意ください。認定書の発行には、申請書に不備等がない場合、概ね1~2週間要します。

必要書類の様式は、「先端設備等導入制度による支援」(中小企業庁HP)(外部サイト)からダウンロードしてください。

問い合わせ

神戸町役場

- ・制度について 産業環境課 ☎27-0178
- ・固定資産税特例について 税務課 ☎27-0173

神戸町商工会 〒503-2305 神戸町大字神戸520番地の1 ☎27-4185